

兵庫県公報

平成23年8月30日 火曜日 第2316号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	4
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	5
○ 平成23年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（特別伐倒駆除）（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	11
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	11

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	11
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神北県民局）	14
○ 貸金業者の登録の取消し（阪神南県民局）	15

選挙管理委員会告示

○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	15
---	----

労働委員会公告

○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、関歴等	15
---------------------------	----

告 示

兵庫県告示第933号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成23年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
松原眼科クリニック	松原 令	神戸市東灘区住吉宮町4-4-1 K i L a L a住吉2F-216	平成22年7月1日
ペガサス東灘薬局	真鍋 健司	同 市同 区北青木2丁目6-4	平成23年6月6日
まえだ内科クリニック	前田 忠昭	同 市灘区鶴甲2丁目9-9	同 年5月1日
サンフラワー三宮歯科	足立 淳	同 市中央区磯上通4丁目1-32-409 号	同 年7月1日
アルカ中央市民病院前 薬局	株式会社ナガタ薬品 代表取締役 中島 康伸	同 市同 区港島南町2丁目1番11 市 民病院前ビル202号	同

日本調剤ポートアイランド薬局	日本調剤株式会社 代表取締役 三津原 博	同 市同 区港島南町2丁目1番11 市民病院前ビル203号	同
のぞみ薬局	株式会社エーシー 代表取締役 結野 明	同 市同 区港島南町2丁目1番11 市民病院前ビル103号	同
ひまわり薬局	有限会社ユウシンメディカル 代表取締役 大森 雄二	同 市兵庫区荒田町3丁目2番16	平成23年6月30日
高橋歯科醫院	高橋 良平	同 市北区北五葉1-6-1	同 年7月1日
五葉薬局	古川 太津子	同 市同区南五葉1丁目1番110号	同 年6月1日
ひかり薬局	株式会社アイビー 代表取締役 西村 貴代	同 市須磨区平田町3-4-4 1F	同 年7月1日
医療法人社団つかさ会 つかさ訪問看護ステーション	医療法人社団 つかさ会 理事長 尾原 徹司	同 市同 区妙法寺辻298	同 年6月1日
医療法人社団 なかたに 皮膚科クリニック	医療法人社団 なかたに皮フ 科クリニック 理事長 仲谷 順正	同 市垂水区小東山本町3丁目2番28号	同
藤原歯科医院	医療法人社団 藤原歯科医院 理事長 藤原 士郎	同 市同 区学が丘1丁目14番1号	同
朝日薬局	株式会社アイビー 代表取締役 西村 貴代	同 市同 区天ノ下町1-1-177	平成23年7月1日
きずな薬局つつじが丘店	株式会社かむろ 代表取締役 禿 保美	同 市同 区つつじが丘4丁目8番1号	同
マリン調剤薬局	株式会社アイビー 代表取締役 西村 貴代	同 市同 区神田町4-32 第1カンタ チオビル1F	同
なのはな薬局	株式会社エムロード 代表取締役 金田 知彦	同 市西区押部谷町栄239	平成23年6月1日
ユーレカ調剤薬局	メグコーポレート株式会社 代表取締役 松山 恵美子	同 市同区伊川谷町潤和字北横尾238番 475	同
三枝歯科医院	三枝 康宏	姫路市夢前町塩田177-1	同
いまきたファミリークリ ニック	医療法人社団 いまきたファ ミリークリニック 理事長 今北 正道	尼崎市東難波町3丁目10番20号	同
新野医院	新野 洋一	同 市築地3-2-13	同
ふじた内科	医療法人社団 ふじた内科 理事長 藤田 一成	同 市東園田町5丁目18番地の3	同
米花歯科医院	米花 晃人	同 市東園田町5-35	平成23年3月20日
宝薬堂薬局	株式会社ハリマ調剤薬局 代表取締役 藤堂 博美	同 市塚口本町1丁目2-13	同 月25日
尚和調剤薬局	有限会社尚和メディカル 代表取締役 近江 秀和	同 市南塚口町8-67-14	平成23年5月16日
スギ薬局 上ノ島店	株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原 栄一	同 市上ノ島町2丁目36番8号	同 年6月1日
すばる薬局	株式会社すばる薬局 代表取締役 塩田 博史	同 市東難波町5-2-7 エスポワ ール東難波A号室	同
大久保ゆりのき歯科クリ ニック	狭山 充	明石市大久保町ゆりのき通1-3-1 ピエラ大久保2階	平成23年5月1日
あかし薬局	有限会社ユウシンメディカル 代表取締役 大森 雄二	同 市大明石町1丁目2番1号	同 月16日
さいた眼科	齋田 典夫	西宮市甲子園6番町18番16号 甲子園ク リニックセンター1階	平成23年6月1日

てらおクリニック	寺尾 秀治	同 市池開町3-20 メイマネジメントビル2F	同
西宮市安井訪問看護センター	社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団 理事長 永田 幸治	同 市城ヶ堀町1-39	平成23年7月1日
池本脳神経クリニック	池本 秀康	芦屋市大原町20番19号 オランジュール芦屋1F	同 年6月1日
くわの整形外科	医療法人社団 くわの整形外科 理事長 栗野 吉浩	同 市東山町15番12号	同
オレンジ薬局 芦屋大原店	株式会社プチファーマシスト 代表取締役 柳生 美江	同 市大原町20-19 オランジュール芦屋1-B	同
医療法人社団 大木医院	医療法人社団 大木医院 理事長 大木 篤	伊丹市鴻池3丁目4番3号 グランベルズ鴻池1A	平成23年5月1日
タキヤ昆陽薬局	タキヤ株式会社 代表取締役 飯塚 啓	同 市昆陽南1丁目2番7号	同 年6月30日
かどの歯科医院	角野 亮太郎	豊岡市大手町4番5号	同 月1日
クオール薬局 黒田庄店	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	西脇市黒田庄町田高字柳原313-127	同
つばさ薬局 ソリオ店	有限会社イオン 代表取締役 佐野 亨	宝塚市栄町2丁目1番2号 ソリオ21階	平成23年7月1日
医療法人社団 たぐちクリニック	医療法人社団 たぐちクリニック 理事長 田口 恵造	川西市見野2丁目15-24	同 年6月1日
佐用訪問看護ステーション	医療法人 聖医会 理事長 林 充	佐用郡佐用町佐用3529番地3	同 年5月1日



兵庫県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

金会土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	山 田 晴 耕	三木市吉川町金会431番地
同	岩 崎 道 廣	同 市吉川町金会250番地
同	井 藤 義 治	同 市吉川町金会565番地
同	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の2
同	品 脇 道 尋	同 市吉川町金会414番地
同	品 脇 徹	同 市吉川町金会500番地の1
監 事	桐 畑 修	同 市吉川町金会248番地の2
同	稲 富 功 史	同 市吉川町金会423番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 道 廣	三木市吉川町金会250番地
同	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の2
同	井 藤 義 治	同 市吉川町金会565番地
同	品 脇 道 尋	同 市吉川町金会414番地
同	品 脇 徹	同 市吉川町金会500番地の1

同 藤 田 忠 司 同 市吉川町毘沙門275番地の2
 監 事 稲 富 功 史 同 市吉川町金会423番地
 同 山 田 晴 耕 同 市吉川町金会431番地



兵庫県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年8月16日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	天満大池地区	平成23年8月30日から 同 年9月20日まで	加 古 郡 稲 美 町 役 場



兵庫県告示第936号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
豊岡市	県単独災害関連ほ場整備事業	奥赤	豊岡市但東町奥赤	平成17. 10. 28	平成19. 3. 30	区画整理
たつの市	村づくり交付金（農村総合整備事業）	揖保川	たつの市揖保川町	平成17. 7. 5	平成22. 3. 31	用排水施設整備、農道整備
三田市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	竜王谷上池	三田市福島	平成19. 4. 13	平成21. 3. 16	
養父市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）	米里・朝倉	養父市米里、朝倉	平成22. 12. 14	平成23. 3. 30	用排水施設整備
丹波市	同 上	与戸	丹波市市島町与戸	平成21. 9. 2	平成23. 1. 28	同 上
南あわじ市	元気な地域づくり交付金 （基盤整備促進）	八幡	南あわじ市賀集八幡	平成18. 7. 10	平成23. 3. 31	区画整理
淡路市	同 上	東桃川	淡路市江井、柳沢	平成18. 3. 15	平成22. 3. 30	同 上

福岡町	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進事業）	千束	神崎郡福岡町山崎	平成20. 7. 8	平成22. 7. 15	用水施設整備
同 上	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	津染池	同 郡同 町大貫	平成21. 7. 3	平成23. 3. 29	
佐用町	同 上	奥田池	佐用郡佐用町福中	平成21. 9. 29	平成22. 10. 29	



兵庫県告示第937号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地 域 名	工事着手 年 月 日	工事完了 年 月 日	備考 (事業内容)
新農業水利システム保全 対策事業（管理省力化施設 整備事業）	東播用水	神戸市、明石市、加古川市、三 木市、加古郡稲美町	平成18. 9. 28	平成23. 3. 28	
ため池等整備事業（一般） ため池水質改善工事 小 規模	西島大池	明石市大久保町西島	平成21. 9. 26	平成23. 2. 22	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	長池大池	洲本市五色町都志角川	平成21. 10. 1	平成22. 12. 27	
同 上	柿の木池	同 市五色町鳥飼上	平成20. 10. 3	平成23. 2. 2	
同 上	西田池	加古川市八幡町上西条、中西条	平成21. 9. 19	平成23. 2. 28	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型 緊急整備事業）小規模	水足	同 市野口町水足	平成20. 10. 1	平成23. 3. 25	
同 上	奥の池	同 市志方町成井	平成21. 9. 29	平成23. 6. 13	
経営体育成基盤整備事業	御津西部	たつの市御津町釜屋、岩見、黒 崎、朝臣	平成13. 8. 17	平成20. 1. 22	区画整理
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	口梨池	西脇市高松町	平成19. 10. 3	平成23. 3. 18	
同 上	大島皿池	三木市口吉川町大島	平成20. 10. 15	平成22. 3. 23	
同 上	いやの池	同 市志染町御坂	平成20. 10. 15	平成22. 3. 25	
同 上	沢の池	小野市下大部町	平成21. 9. 9	平成22. 4. 30	
新農業水利システム保全 整備事業	万願寺川南部	加西市網引町、朝妻町、繁昌町、 中野町、田原町、下宮木町	平成18. 12. 28	平成23. 3. 4	用水施設整備
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	レインボー南但 (畑々中農地防災 工区)	養父市八鹿町八木	平成21. 7. 3	平成22. 3. 25	ため池改修

一般農道整備事業（過疎基幹）	佐のう（3期）	朝来市佐囊	平成19. 7. 31	平成23. 3. 18	農道整備
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	八王寺池	多可郡多可町中区坂本	平成21. 9. 18	平成23. 3. 23	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型緊急整備事業）小規模	南場池	加古郡稲美町印南	平成20. 10. 8	平成23. 3. 28	
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	大沢新池	同 郡同 町加古	平成21. 9. 18	平成23. 3. 29	
同 上	阿賀屋池	佐用郡佐用町東徳久	平成20. 9. 30	平成22. 6. 8	



兵庫県告示第938号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成23年 8月30日から平成24年 5月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒して天敵微生物不織布製剤を設置するか、又は当該樹木を伐倒して剥皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第939号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡市川町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

(2) 期間

平成23年 8月30日から平成24年 5月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。

(3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第940号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

川崎重工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町新島8番地
播磨工場事務所所長 畑 太郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

川崎重工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町新島8番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設－工程 1		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設－工程 2		
能 力	部品 2 個／日		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 2 箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 8時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	な し		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	11～11.5	11.5	7～9	9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,390未満	2,390	16未満	16
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,200未満	7,200	48未満	48
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	81未満	81	0.3未満	0.3
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	210未満	210	2 未満	2
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	14.7未満	14.7	0.2未満	0.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	5,400未満	5,400	18未満	18
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	5.3 未満	5.3	0.1未満	0.1
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	0.5 未満	0.5	0.05未満	0.05未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	1.06	0	1.06	

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設－ 工程 3		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設－ 工程 4		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設－ 工程 5		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設－ 工程 6	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
0.7～1.3	0.7	2～7	2	2～2.4	2	3～7	3
8未満	8	5未満	5	14,105未満	14,105	710未満	710
21未満	21	1未満	1	13,200未満	13,200	660未満	660
45未満	45	0.5未満	0.5	24未満	24	0.6未満	0.6
3,000未満	3,000	150未満	150	12.6未満	12.6	0.6未満	0.6
1.5未満	1.5	0.1未満	0.1未満	0.3未満	0.3	0.1未満	0.1未満
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
1,260未満	1,260	63未満	63	402未満	402	10未満	10
16.2未満	16.2	0.4未満	0.4	2.8未満	2.8	0.1未満	0.1
0	0.92	0	0.92	0	1.06	0	0.92

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設— 工程 7	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
9時～17時 1時間	
同 左	
通 常	最 大
11.2～11.9	11.9
32未満	32
1,080未満	1,080
210未満	210
126未満	126
1,320未満	1,320
1 未満	1 未満
16.8未満	16.8
0.7未満	0.7
0	0.92

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 8月30日から同年 9月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第941号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年 5月23日から同年 8月 8日まで
- 3 作業地域
宝塚市南部



兵庫県告示第942号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、稲美町菊徳第一農住組合から稲美町菊徳第一農住土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人アサヒ
 - イ 代表者の氏名 水 野 知 之
 - ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区小河通1丁目2番17号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、市立墓苑・墓所のうち放置されている墓苑・墓所に対して除草・清掃に関する事業を無償で行い、人々が健康で文化的に豊かに過ごせる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
 - ア 名称 特定非営利活動法人ふくろうの会
 - イ 代表者の氏名 光 造 久 雄
 - ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東本町2丁目8番2号
 - エ 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及びその家族に対して、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送）及び介護保険法に基づく指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グリーンハイツ地区成年後見センター

イ 代表者の氏名 岡 康 榮

ウ 主たる事務所の所在地 川西市緑台 6丁目 1番地の85

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、成年後見制度の推進と援助に関する事業並びに高齢者の権利と財産保護に関する生活支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸わくわく子ども共育会

イ 代表者の氏名 後 藤 裕 司

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区泉通 5丁目 5番18-504号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子ども達に対して、学術、文化芸術活動又はスポーツ活動及び放課後児童健全育成に関する事業を行い、伝統的・社会的通念、道徳観念、自主独立の気風を持たせ、将来の日本を担う人間の基礎を作り、地域社会に住むすべての人の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人LGBTの家族と友人をつなぐ会

イ 代表者の氏名 尾 辻 孝 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区筑紫が丘 9丁目 9番地11

エ 定款に記載された目的

この法人は、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどの性的少数者の人々。以下単に「LGBT」という。）及びその家族等のサポート事業及び一般市民に対するLGBTの人権確立に関する事業を行い、もってすべての人の個性や人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉作業所コスモス

イ 代表者の氏名 山 根 登喜子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西難波町 4丁目 7番43号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行うとともに、サインランゲージ普及、障害者の為のパソコン学習支援、障害者福祉関連の情報提供と個別相談、及びユニバーサルデザインのまちづくりに向けた調査研究と提案に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人夢の森作業所
- イ 代表者の氏名 山 口 憲 行
- ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市立花町2丁目23番8号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援と社会参画促進に関する事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流の場づくり事業を行い、障害者の日常生活指導や訓練、また軽作業を通じて生き甲斐のある安心して働ける職場づくりとすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
200 リットル 券	船舶	H24 3507003	平成23年 10月31日	1	相生市那波南本町2-8 相生礦油 株式会社	西播磨 県民局	平成23年 8月10日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（E-1工区からE-3工区まで、E-5工区、E-6工区）
三木市志染町大谷字鷹尾1032番3の一部、1033番5の一部、1040番の一部、1041番の一部、1041番地先里道
同 市志染町戸田字中尾1838番9の一部、1872番3から1872番7までの各一部、1872番9から1872番14までの各一部、1873番の一部、1873番2の一部
同 市志染町戸田字西谷1872番15の一部、1872番16の一部
- 2 開発行為に係る協議が成立した者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介
- 3 協議成立年月日
平成23年 8月10日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成23年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店
 所在地 三田市けやき台一丁目2番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社関西ケーズデンキ
 代表者の氏名 井 川 留 雄
 住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前
 (仮称) ケーズデンキ三田ウッディタウン店
 イ 変更後
 ケーズデンキ三田ウッディタウン店
- 4 変更年月日
 平成23年 7月14日
- 5 届出年月日
 平成23年 8月 8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成23年 8月30日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成24年 1月 4日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8月30日

阪神北県民局長 森 哲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) オークワ三田対中店
 所在地 三田市対中町1397番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要
 (1) 店舗付近の道路が近隣の中学校の通学路となっていることに留意し、自転車及び歩行者が関係する接触事故防止のため、学校及び警察と十分な協議を行ったうえ、安全対策を講じること。
 (2) 未成年者の非行防止のため、警察等の関係機関と連携を密にしつつ、警備員の巡回等の対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
 平成23年 8月30日から 1月間



貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項第1号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年 8月30日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 被処分者

商 号 株式会社光邦建設
代 表 者 野 崎 日出夫
登 録 番 号 兵庫県阪神南県民局長(4)第20644号
登録上の営業所所在地 尼崎市塚口町1丁目17番5号
登録年月日 平成20年9月2日

2 処分年月日

平成23年 8月16日

3 処分の内容

登録の取消し

選挙管理委員会告示**兵庫県選挙管理委員会告示第40号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年 8月30日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表神戸市の項中

「

北区民センターすずらんホール	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26-1
----------------	-------------------

」

を

「

北区民センターすずらんホール	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26-1
神戸市立北神区民センター	神戸市北区藤原台中町1丁目3-1

」

に改める。

労働委員会公告**兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等**

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成23年 8月18日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成23年 8月30日

兵庫県労働委員会
会長 滝 澤 功 治

氏 名	履 歴	委嘱年月日
大 内 伸 哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年 8月 2日

小 原 健 男	兵庫県労働委員会公益委員 前社団法人兵庫県シルバー人材センター協会参与	平成21年 8月 3日
神 田 榮 治	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県立大学客員教授	平成23年 8月18日
関 根 由 紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科准教授	平成23年 8月18日
滝 澤 功 治	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成 9年 7月 2日
正 木 靖 子	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 弁護士	平成13年 7月 9日
米 田 耕 士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年 8月 2日
栗 山 重 治	兵庫県労働委員会労働者委員 神姫バス労働組合執行委員長	平成21年 8月 3日
辻 芳 治	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成19年 8月 2日
那 須 健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年 8月18日
福 永 明	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄広畑労働組合組合長	平成23年 8月18日
宮 内 博 文	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合顧問	平成21年 8月 3日
村 上 昇	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成15年 7月22日
若 山 忠 義	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱電機労働組合神戸支部執行委員長	平成23年 8月18日
草 薙 信 久	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成23年 8月18日
佐 野 喜 之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社代表取締役会長	平成19年 8月 2日
塚 本 晴 之	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ株式会社代表取締役社長	平成13年 7月 9日
藤 川 泰 延	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成21年 8月 3日
松 下 秀 明	兵庫県労働委員会使用者委員 グローリー株式会社常務執行役員	平成23年 8月18日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所顧問	平成21年 8月 3日
和 田 要	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会代表取締役社長	平成15年 7月22日
川久保 美智子	前兵庫県労働委員会公益委員	平成20年 5月 8日

畑 喜 春	同 上	平成19年 8月 2日
大 森 唯 行	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成15年 7月22日
白 田 春 雄	同 上	平成18年 3月16日
高 西 太 郎	同 上	平成17年 7月28日
熊 谷 昌 之	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成19年 8月 2日
前 田 正 則	同 上	平成19年 8月 2日
羽古井 良 紀	兵庫県労働委員会事務局長	平成22年 4月 8日
大 住 裕 彦	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	平成23年 4月 7日
本 山 秀 治	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成22年 4月 8日